

杉戸町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 46,943	千円 10,751,667	千円 437,402	千円 3,289,890	% 30.6	% 31.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

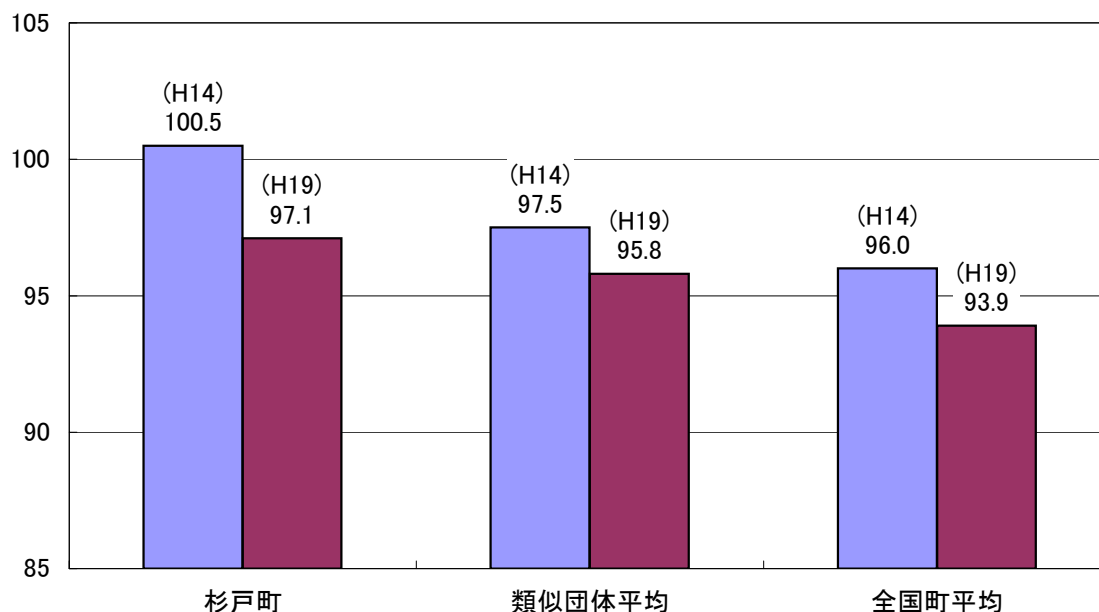
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 杉戸町平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
18年度	人 391	千円 1,496,873	千円 239,455	千円 628,797	千円 2,365,125	千円 6,049	千円 6,106

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、19年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

『5 特別職の報酬等の状況』にて記載されている特別職の給料月額は条例上の額であり、昨年度に引き続き19年度においても減額措置を行っています。19年度の減額率は、町長 △30%、副町長 △20%(不在)、教育長 △15%となります。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事院の給与勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
19年度	円 384,893	円 383,541	円 1,352	% 0.35	% 0.09	% 0.35

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事院の給与勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

② 特別給

区分	人事院の給与勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給 月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
19年度	月 4.51	月 4.45	月 0.06	月 0.05	月 4.50	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(19年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
杉戸町	42.2 歳	334,000 円	381,360 円	363,259 円
埼玉県	43.8 歳	367,553 円	450,191 円	410,973 円
国	40.7 歳	325,724 円	383,541 円	— 円
類似団体	43.3 歳	336,283 円	399,119 円	371,273 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)
杉戸町	49.9 歳	4 人	291,700 円	301,050 円	295,225 円	—	—	—
うち運転手	x 歳	3 人	x 円	x 円	x 円	自家用兼用自動車運転手	54.6 歳	296,800 円
うち用務員	x 歳	1 人	x 円	x 円	x 円	用務員	53.9 歳	227,200 円
埼玉県	52.2 歳	689 人	366,995 円	415,693 円	400,162 円	—	—	—
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	320,514 円	— 円	—	—	—
類似団体	48.0 歳	22 人	286,981 円	315,880 円	304,818 円	—	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 杉戸町技能労務職の職種別給料月額等は、職員数が少なく個人が特定されるため公表しない。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
杉戸町	44.0 歳	348,621 円	372,860 円
埼玉県	45.7 歳	402,566 円	464,133 円
類似団体	42.3 歳	321,464 円	345,712 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(19年4月1日現在)

区 分		杉戸町	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	176,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	142,800 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	145,100 円	— 円
	中学卒	129,200 円	131,600 円	— 円
教育職	大学卒	172,200 円	197,400 円	— 円
	高校卒	140,100 円	153,100 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(19年4月1日現在)

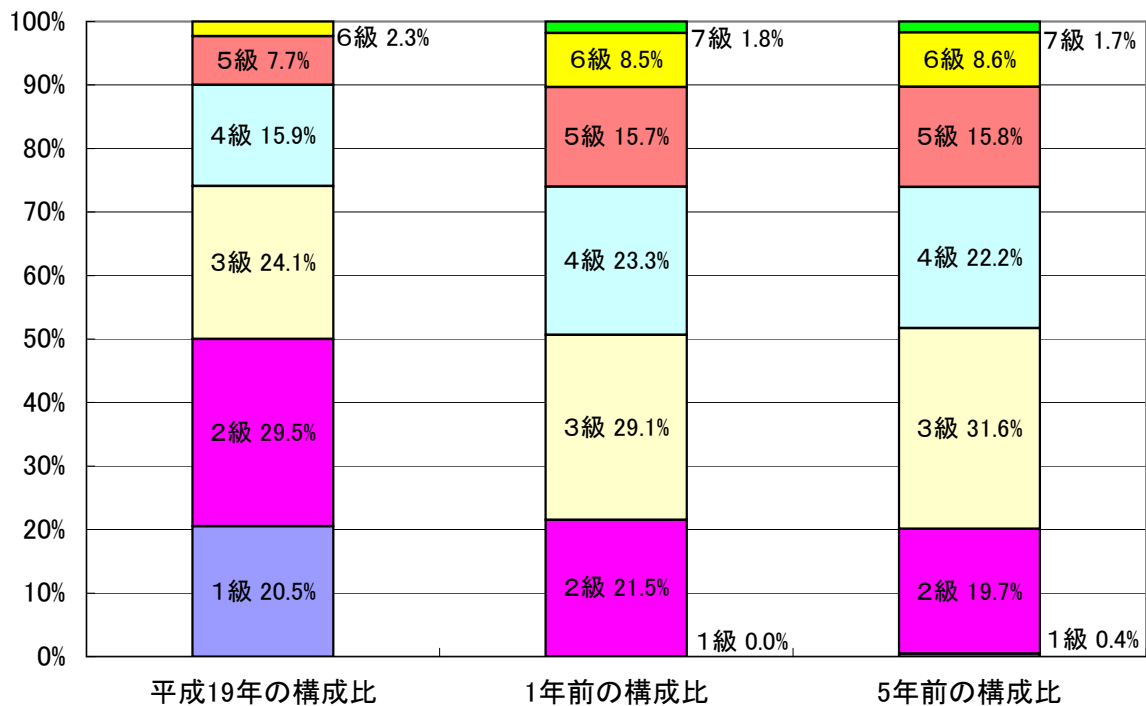
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	232,200 円	270,600 円	335,100 円
	高校卒	205,000 円	225,800 円	287,300 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(19年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	45 人	20.5 %
2 級	主任	65 人	29.5 %
3 級	主査	53 人	24.1 %
4 級	主幹	35 人	15.9 %
5 級	課長、参事	17 人	7.7 %
6 級	調整幹、教育次長	5 人	2.3 %

- (注) 1 杉戸町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に7級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級を統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員を監督する地位にある者から、勤務成績が良好であると証明された職員のみ昇給させることができる。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

杉戸町	埼玉県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,655 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,983 千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

--

(2) 退職手当(19年4月1日現在)

杉戸町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	13,158 千円	26,515 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		47,633 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		123,931 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
町内全域(全職員)	1 %	417 人	3 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
町内全域(全職員)	3%	3%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	42 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	42,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	0.4 %		
手当の種類(手当数)	4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫手当		防疫作業	日額 250円
結核患者家庭訪問手当		結核患者の家庭訪問	日額 60円
行路死病人取扱手当		行路死病人の収容業務	1件当たり 400円
ごみ収集手当	清掃職員	ごみ収集業務	月額 3,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	49,845 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	138 千円
支給実績(18年度決算)	38,881 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	112 千円

(6) その他の手当(19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同じ		51,071 千円	230,050 円
住居手当	・自ら居住する住宅の家賃に応じて支給(最高27,000円/月) ・居住に係る住宅を所有し世帯主である職員に支給(2,500円/月)	異なる	持家5年超支給	18,735 千円	95,587 円
通勤手当	公共の交通機関を利用して通勤する職員、または自動車等を利用して片道2km以上通勤する職員に支給	同じ		19,316 千円	58,006 円
管理職手当	調整幹級、課長級、主幹級の職員に支給			41,074 千円	513,425 円
休日勤務手当				16,059 千円	281,737 円
産業教育手当				— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況（19年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	町 長	548,100	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
	(783,000	円)		915,000	円/	340,000	円
副 町 長	539,200	円		750,000	円/	277,000	円
	(674,000	円)					
報 酬	議 長	320,000	円	499,000	円/	227,000	円
	副 議 長	255,000	円	430,000	円/	182,000	円
	議 員	235,000	円	400,000	円/	157,000	円
期 末 手 当	町 長	(18年度支給割合)					
	副 町 長	4.45	月分				
	議 長	(18年度支給割合)					
	副 議 長 議 員	4.45	月分				
退 職 手 当		(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	町 長	給料月額×勤続期間の月数×0.35×1.25		16,443,000 円		任期毎	
	副 町 長	給料月額×勤続期間の月数×0.21×1.25		8,492,400 円		任期毎	
	備 考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

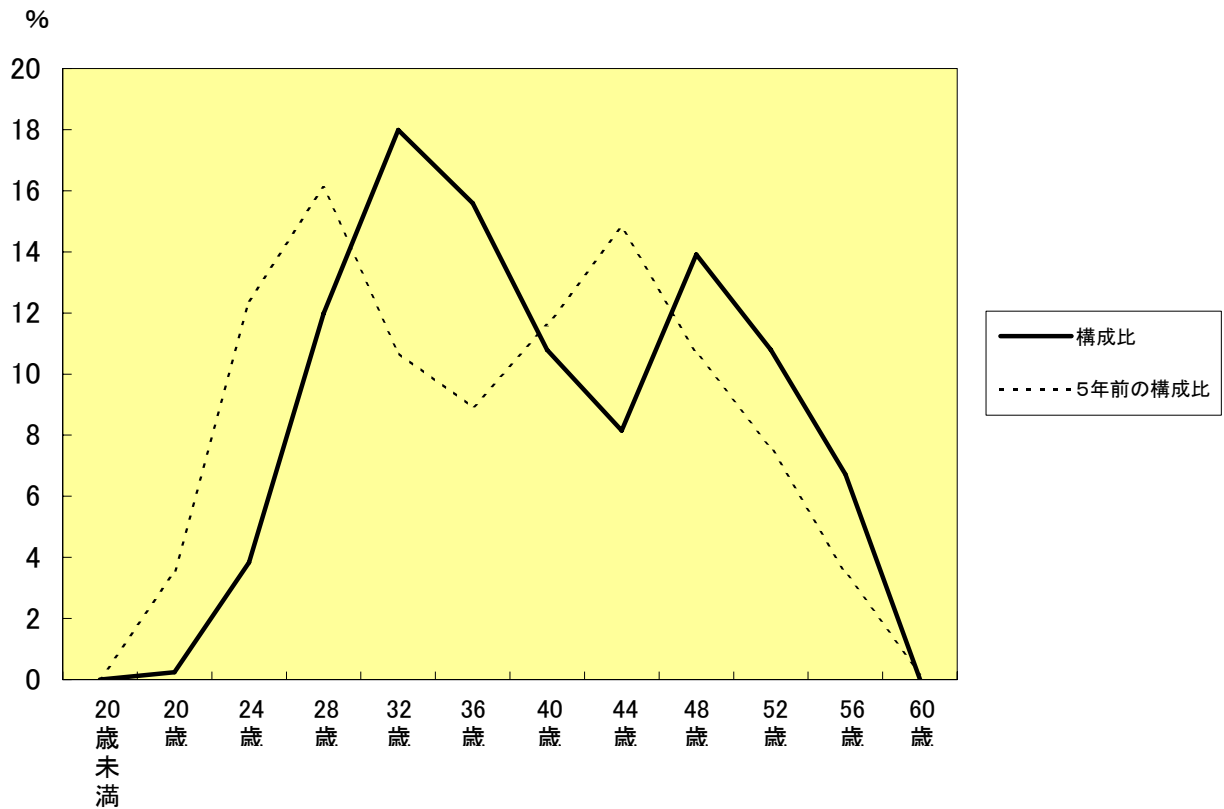
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成19年	平成18年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	233	239	△ 6	・事務の効率化 ・退職者の欠員不補充
	計	233	239	△ 6	<参考> 人口1,000人当たり職員数 4.96 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 5.41 人)
	教 育 部 門	71	74	△ 3	・退職者の欠員不補充
	消 防 部 門	76	79	△ 3	・退職者の欠員不補充
	小 計	380	392	△ 12	<参考> 人口1,000人当たり職員数 8.09 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 7.30 人)
公 営 企 業 計 等 部 門		37	37	0	
	小 計	37	37	0	
合 計		417 [499]	429 [499]	△ 12 [0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(19年4月1日現在)



(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成19年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成19年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
426 人	415 人	△ 11 人	△ 2.6 %

(参考) 定員適正化計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	5年で5.9%減の26人を減員

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区 分		17年	18年	19年	20年	17年～18年	(参考)
部 門		計画始期	1年目	2年目	3年目	計	数値目標
一般行政	職員数	246	239	233		—	
	増 減		△ 7	△ 6			
教 育	職員数	76	74	71		—	
	増 減		△ 2	△ 3			
消 防	職員数	80	79	76		—	
	増 減		△ 1	△ 3			
公 営 企 業 等 会 計	職員数	39	37	37		—	
	増 減		△ 2	0			
計	職員数	441	429	417		—	415
	増 減		△ 12	△ 12		△24 (92.31%)	△ 26

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。